

# 豊田市幹線道路整備促進協議会 規約

(名 称)

第 1 条 本会は豊田市幹線道路整備促進協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、豊田市内の国および県が事業主体となっている幹線道路の整備促進を図るための諸活動を官民が一体となって推進することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 幹線道路の整備促進を図るため、国および県の関係機関に対する要望。
- (2) 幹線道路の整備促進を図るため、情報収集および関係機関との意見交換。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

(会 員)

第 4 条 本会は次の者をもって構成する。

- (1) 豊田市長ならびに副市長
- (2) 豊田市議会議長ならびに関係委員会委員長
- (3) 産業界代表

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 1名

2 会長は、豊田市長をもって充てる。

3 副会長は、豊田市議会議長をもって充てる。

4 監事は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(幹 事)

第 7 条 本会を運営するにあたり幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長が委嘱する。

(会 議)

第 8 条 本会の会議は、総会および幹事会とし会長がこれを招集する。

(総 会)

第 9 条 総会は、毎年 1 回これを開くものとする。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を協議する。

(1) 国および県の関係機関に対する要望に関すること。

(2) 本会の運営に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) その他、会長が重要と認めたこと。

3 総会の議事進行は事務局が行なう。

4 会長は、必要に応じて会員以外の者を総会に出席させることができる。

(幹 事 会)

第 10 条 幹事会は、必要な都度開くものとする。

2 幹事会は、次の事項を協議し執行する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会において定められた事項の運営に関すること。

(3) その他、本会の運営に必要と認められる事項に関すること。

(会 計)

第 11 条 本会の経費は、負担金および寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事 務 局)

第 12 条 本会の事務局は、豊田市建設部建設企画課に置く。

附 則

この規約は、昭和 59 年 7 月 20 日から施行する。

この規約は、昭和 63 年 7 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 3 年 7 月 17 日から施行する。

この規約は、平成 8 年 6 月 6 日から施行する。

この規約は、平成 9 年 6 月 11 日から施行する。

この規約は、平成 13 年 6 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 17 年 5 月 30 日から施行する。

この規約は、平成 17 年 12 月 28 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。